

特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク

第7期（2009年度）

《2009年7月1日～2010年6月30日》

- I. 2009年度事業・活動報告・・・P1～P9
- II. 2009年度決算報告・・・P10～P13
- III. 2010年度事業・活動計画・・・P14
- IV. 2010年度活動予算・・・P15～P16
- V. 監査報告書・・・・・・・・・・・・・・P16

I. 2009年度事業・活動報告

1、第7期（2009年7月1日から2010年6月30日まで）の事業方針及び事業計画は、以下のとおりである。

事業方針	
1)	NPO会計担当者等が利用可能な会計ツールの研究・開発・改良に取り組む。今期は特に、NPO法人会計基準に関する会計ツールの研究・開発・改良に重点を置く。
2)	NPOの会計担当者や会計税務の専門家に対して、NPOの会計・税務・監査制度に関連する情報を提供し、知識の普及と啓発を図る。今期は、特に、NPO法人会計基準に関する情報の提供・共有・普及・啓発に重点を置く。
3)	今期は、「NPO法人会計基準」、「認定NPO法人制度」及び「NGO（国際協力系団体）に関する会計指導」に重点を置いて、全国各地の中間支援組織等と連携して、専門家及びNPO実務担当者を対象とした知識やスキルの向上を図る。
4)	関係団体と協力し、望ましいNPOセクターの会計制度・税制・監査制度などについての助言や提言を行う。今年度は、特に「NPO法人会計基準」の策定に全力をあげて取り組む。

事業名	事業計画
1) 調査研究事業	<p>【会計ツールの開発と改良】 今期は、NPO法人会計基準に関するテキストやチェックリスト等の作成に重点的に取り組む。</p>
2) 普及啓発事業	<p>【情報共有事業】 主にメールリストとNPO会計税務サポートサイトを活用し、NPO関係者や専門家が直面する会計・税務・監査などに関する情報を共有する。今期は、特に、NPO法人会計基準に関する調査研究事業や政策提言事業の成果を踏まえ、NPO法人会計基準に関する情報の提供・共有・普及・啓発に重点を置く。</p> <p>【シンポジウム開催事業】 2009年9月5日、金沢市にて「みんなで作ろう！NPOの会計基準」と題したシンポジウムを開催する。</p> <p>【サポートサイトの運営事業と電話相談事業】 北海道NPOサポートセンターの協力により、NPO会計税務サポートサイトを定期的に更新し、最新の会計税務情報の提供に行うと共に、NPO関係者からの無料電話相談も継続して対応する。</p>
3) 研修事業	<p>【集合研修支援事業】 全国各地の中間支援組織等と連携し、専門家及びNPO実務担当者を対象とした会計・税務・マネジメントに関する研修等を実施するため、テキストや参考資料の作成・提供及び講師（専門家）の紹介等を行う。今期は、特に「NPO法人会計基準」と「認定NPO法人制度」を重点テーマとしての的に取り組む。</p> <p>【個別研修支援事業】 JICA（国際協力機構）の「NGO組織強化のためのアドバイザー派遣事業」に、NPO事業サポートセンターと共に協力し、主にNGOにアドバイザーとして派遣される専門家側の支援を行う。</p>
4) 政策提言事業	<p>【NPO法人会計基準策定事業】 今年度は、特にNPO法人会計基準プロジェクトに全力をあげて取り組み、NPO法人会計基準の策定を目指す。策定後の普及・啓発活動や、NPO法の会計に関する規定の改正にも取り組む。その他、認定NPO法制度などの寄付控除に関する税制、NPOバンク等の市民金融や市民事業の育成に関する法制度などの制定・改定について、自主事業及び他の団体と協働として、政策提言活動を行う。</p>

2、上記事業方針及び事業計画に対し、今期に実施した事業内容は以下のとおりである。

なお、各事業の事業費などについては、財務諸表の注記「2. 事業別損益の状況」に記載している。

1) 調査研究事業

【会計ツールの開発と改良】

今年度においては、NPO法人会計基準に関する会計ツールの研究・開発・改良を行う予定であったが、NPO法人会計基準の公表が2010年7月20日になったことから、今年度は、具体的なテキストやチェックリスト等の会計ツールの作成は行わなかった。但し、NPO法人会計基準の策定作業の過程において、当会の多くのメンバーが策定委員や専門委員等として係わり、Q&A集等の作成を担当する共に今後の会計ツール作成のための事前準備作業に従事した。

2) 普及啓発事業

① 【情報共有事業】

主に会員専用のメーリングリストにて、全国各地の会計税務の専門家や中間支援組織の担当者などが、現実に直面しているNPO関連の会計・税務の事例についての情報共有及び意見交換を行った。また、メーリングリストのブリーフケースの機能を利用したり総会資料発送時に同封したりして、当会員へ参考資料の提供を行った。

<今年度の主なメーリングリストの投稿内容（時系列）>

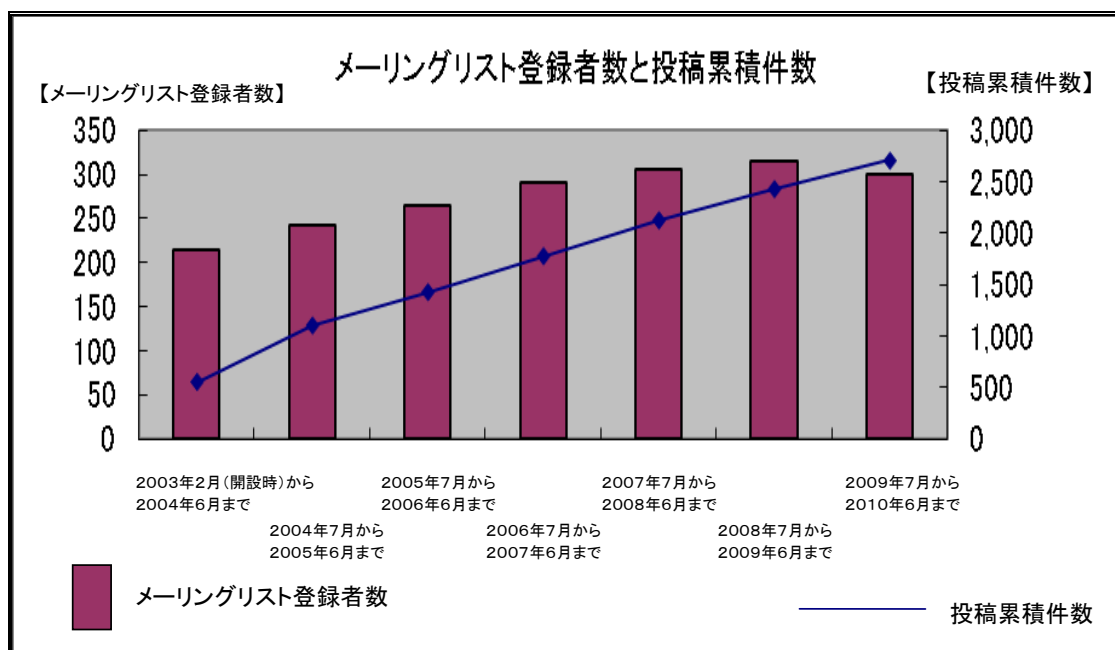
- 参加型イベントの企画・運営の収益事業性
- 委託契約書の印紙
- NPO法人が解散等する際に官報に掲載する文言
- 法人税の申告書の署名押印
- NPOが営む保育事業
- 法人税法上の収益事業から非収益事業への資金移動によるみなし寄付金
- 障害者自立支援法の事業を行っているNPO法人の固定資産税の取り扱い
- 寄付物品の換金の際の消費税
- 認定NPO法人更新時の実質税務調査
- 給与として支給する介護職員処遇改善交付金
- 作業所の取引の仕訳
- 市の委託事業で日本語教室をしているNPO法人の収益事業の判定
- 物販の一部寄付
- NPOの合併
- NPO法人会計基準の動向
- 地域活動支援センターから生活介護への移行
- NPO法人の擬似私募債発行
- 障害者自立支援法による就労支援B型のNPO法人の収益事業の判断
- ボランティアさんへの商品券でのお礼の勘定科目（課税関係）
- NPOが主催するイベントの参加費収入などの消費税
- 就労支援事業の法人税の取り扱い
- NPOの解散・清算手続
- 収益事業を行っている場合の受取利息の扱い
- 法人住民税の減免申請の期限
- 処遇改善交付金の会計処理
- 子育て支援事業の法人税の課税
- 収益事業の所得と寄付金
- ジュニア囲碁大会の開催は興行業か？

- NPO法人が市から委託を受けて行う学童保育
(その他、セミナー情報や事務連絡などあり)

＜メーリングリスト登録者数及び投稿件数の状況＞

これまでのメーリングリストの利用状況は下記の通りである。

事業年度	登録者数		投稿件数	
	年間増減数	年度末累計数	年間増加数	年度末累計数
2003年2月（開設時）から 2004年6月まで	215	215	552	552
2004年7月から 2005年6月まで	28	243	551	1,103
2005年7月から 2006年6月まで	22	265	326	1,429
2006年7月から 2007年6月まで	26	291	351	1,780
2007年7月から 2008年6月まで	15	306	350	2,130
2008年7月から 2009年6月まで	9	315	306	2,436
2009年7月から 2010年6月まで	-15	300	276	2,712



(注1：上記登録者数には、仮登録者（会員登録手続き中の者）は含まない。)

(注2：上記投稿累積件数には、セミナー情報や事務連絡や削除済の投稿なども含む。)

＜ブリーフケースによる資料提供＞

また、メーリングリストの「ブリーフケース」機能を使い、NPO法人会計基準の関連資料や当会員から提供して頂いた「固定資産税の非課税規定」や「NPO法人の固定資産税の非課税判定シート」や「固定資産税非課税の証明事務取扱」を掲載して、会員相互間でNPOに関する会計税務の情報を共有した。

＜郵送による参考資料の提供＞

会員への総会資料発送時に、認定NPO法人制度の普及と促進に役立ててもらうために「とるぞ！認定NPO法人」（脇坂誠也氏作成：NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会発行）と、故赤塚理事長のこれまでの功績を称えて「赤塚前理事長の東京での偲ぶ会のDVD」を会員全員に無償で配布した。

②【シンポジウム開催事業】

2009年9月5日、金沢市にて「みんなで作ろう！NPOの会計基準」と題したシンポジウムを開催した。なお、このシンポジウムは、当会とNPO法人いしかわ市民活動ネットワークセンターとNPO会計サポーターズクラブ北陸との共催事業として実施した。

シンポジウムの概要は下記の通りである。

【主催】 NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク
NPO法人いしかわ市民活動ネットワークセンター
NPO会計サポーターズクラブ北陸

【後援】 NPO法人会計基準協議会
石川県
北國新聞社

【協賛】 北陸労働金庫

【会場】 近江町いちば館4階 近江町交流プラザ

【スケジュール】

14：00～15：00 基調講演

テーマ『NPO会計基準を民間で作成することの意義』

江田 寛氏（公認会計士、NPO法人会計基準策定委員会委員長）

15：10～17：00 ディスカッション

＜パネリスト＞

江田 寛（非営利法人研究会理事、公認会計士）

中山 雅人（NPO会計サポーターズクラブ北陸、税理士）

松原 明（NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会事務局長）

脇坂 誠也（NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク理事長代理、税理士）

＜進行役＞

青海 康男（NPO法人いしかわ市民活動ネットワークセンター理事・事務局長）

17：30～20：00 交流会

【参加者総数】 37名（内部関係者も含む）

③【サポートサイトの運営事業と電話相談事業】

＜サポートサイトの運営＞

過年度から引き続きインターネット上の「NPO会計税務サポートサイト」にて、NPOの会計・税務に関する情報を適時更新し、全国の研修情報や各種コンテンツの提供を行った。

また、今期は主にNPO法人会計基準プロジェクトに関する情報の提供を行った。

＜NPO会計税務サポートサイト：<http://www.npoatpro.org>＞

<「NPO会計税務サポートサイト」の利用状況>

	サポートサイト アクセス数 (今年度)	サポートサイト アクセス数 (前年度)	前年対比
7月	1, 718	1, 639	105%
8月	1, 385	1, 372	101%
9月	1, 393	1, 563	89%
10月	1, 457	1, 509	97%
11月	1, 409	1, 235	114%
12月	1, 263	1, 331	95%
1月	1, 418	1, 582	90%
2月	1, 502	1, 684	89%
3月	1, 832	2, 001	92%
4月	2, 598	2, 463	105%
5月	2, 833	2, 681	106%
6月	2, 090	2, 067	101%
合計	20, 898	21, 127	99%

<電話相談>

過年度から引き続き「無料電話会計相談」を実施し、パソコン操作が苦手なNPO関係者や会計初心者への電話相談にも対応した。

この「無料電話会計相談」は、2009年7月1日以降、月曜日の10時から12時まで、火曜日と金曜日の10時から17時までの時間帯において、NPO法人北海道NPOサポートセンター（札幌）の無償協力により実施している。

今年度は、年間54件程度の電話相談を受けており、5月、6月が比較的多くの電話相談を受けている。今年度の無料電話会計相談の主な内容は下記の通りである。

<今年度の主な電話相談内容（時系列）>

- 会計ソフトの前期繰越収支差額の設定・修正方法について
- 障害者自立支援法に関する事業を行うNPO法人が社会福祉法人の会計ソフトを使っても問題ないか？
- 指定管理を行っていることから行政機関から通帳も分けるように言われている。指定管理と他の事業の共通の費用を一つの通帳からまとめて引き落とされた場合の仕訳について
- 特産物を委託販売している場合、「その他の事業」として別会計にしなければいけないか？
- 助成金と自己資金とで車を購入した場合の会計処理について
- 振替伝票の係印と承認印が同じ人物になっているが問題ないか？
- 賛助会員にステッカーを1枚100円程度で販売した場合、その他の事業（収益事業）になるのか？
- 任意団体からNPO法人になった際の会計処理について
- 講座を行う際に理事長が社長となっている出版社からテキストを購入しているが、特定の者への利益の分配にならないか？
- 市からの委託事業収入からボランティアへの謝金を支出してもいいか？
- 委託販売で手数料を取らない（無報酬で行う）場合の会計処理について
- ある団体から表彰されて頂いた賞金の会計科目について
- 収支計算書と企業会計の決算書（損益計算書）の違いについて
- 減価償却済の資産の取り扱いについて
- グループホームを運営していて団体が従業員から家賃を徴収する場合の会計処理について

- 今年度に昨年度の会費をもらった場合の会計処理について
- 源泉所得税と社会保険料の会計処理について
- 建設積立金を作る場合の会計処理について
- 10万円以上のパソコンは減価償却すべきか？
- 会計ソフトの次年度更新の方法について

3) 研修事業

①【集合研修支援事業】

＜研修用資料等の提供＞

メーリングリスト等にて、会計税務の専門家やNPO関係者に対して、全国各地の会計税務セミナー情報などを発信し、より多くの専門家及びNPO関係者がNPO関連の会計・税務などの知識や情報を習得できる機会を提供した。

また、NPO会計税務サポートサイトにて、「認定NPO法人パブリックサポートテスト簡易判定ツール(2008年度版)」、「NPO法人の消費税(2005年度版)」、「NPO法人の法人税(2005年度版)」、「消費税簡易フローチャート」、「緊急！役員(理事・監事)の給与に注意」、「NPO法人の人件費と源泉徴収」、「監査用チェックリスト」を提供し、全国各地の専門家や中間支援組織が実施するNPO向けの会計税務セミナーを間接的に支援した。

なお、「認定NPO法人パブリックサポートテスト簡易判定ツール(2008年度版)」は、福岡の会員等で組織されているNAS(NPO会計税務支援福岡)の有志にて作成したものを当サポートサイトにて紹介させて頂いた。

＜JICA(国際協力機構)のNGOアドバイザー派遣事業への協力＞

JICA(国際協力機構)の「NGO組織強化のためのアドバイザー派遣事業」において、受託団体であるNPO事業サポートセンターからの依頼に応じて、NGOと会計専門家とのマッチングに協力した。

当該事業において、2009年10月から2010年3月までの間、NGO4団体に対して、当ネットワーク所属の専門家が延べ34日間の会計研修及び指導を行った。当事業の各専門家の実績は下記の通りである。

	対象地域	主な指導内容	指導日数
1	東京	認定NPO法人を申請するために必要な書類の準備等	9日間
2	東京	経理全般の知識整理と会計ソフトの導入、操作実習等	9日間
3	東京	認定NPO法人を申請するために必要な書類の準備等	9日間
4	神奈川	会計帳簿や領収書の整理・管理等	7日間

4) 政策提言事業

①【NPO法人会計基準策定事業】

2009年3月31日から開始したNPO法人会計基準策定プロジェクトをNPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会と共に、設定主体であるNPO法人会計基準協議会の共同代表団体及び事務局として実施してきた。当プロジェクトにおいて、郵政事業株式会社から年賀はがき助成金として総額5,000千円(前年度実施分500千円を含む)と、当会の会員104名(団体)から会計基準プロジェクト特別寄付金として総額1,225千円の財政的支援を受けて進めることができた。当会では、こうした寄付金、助成金を、策定委員会や協議会総会などの議事録を正確かつ迅速に作成、公表すること(外部の専門業者に業務委託)、これらの会議の連絡、準備、資料の配布などの十分な作業によるプロジェクトの円滑な運営のための事務局業務(NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会に業務委託)に充て、プロジェクトのインフラ部分を支える活動を実施した。

また、当プロジェクトからの呼び掛けに応じて、9名の会員が当会計基準策定委員会の策定委員として就任し当会計基準の策定の協議に参加すると共に、33名の会員が、会計基準や実務担当者のためのガイドライン等の策定過程における専門的・実務的な作業を担う専門委員として就任し、多くの時間と知識と経験等を提供して頂いた。このような多くの会員によるボランティアな活動と貢献度は、時間等の記録がないことから客観的に評価することはできないものの、貨幣価値では表現できない多大な価値を創造していただいたと確信している。

さらに、2009年11月から12月において、下記の通り全国17箇所において「とことん聞きます！！みんなの意見」と題した中間報告の全国キャラバンを全国各地の中間支援組織と共に実施し、全国のNPO関係者や専門家等から数多くの会計基準に関する意見を頂き、その後の会計基準の策定過程において有用な情報を提供して頂いた。この全国キャラバンでも、多くの会員が講師を勤めた。

また、本年4月8日の会計基準最終案の公表後、6月10日まで、二度目のパブリックコメントの募集に当たっては、全国15箇所での説明会を実施し、多くの会員が講師を勤めた。

そして、2010年6月に取りまとめた最終案に対するパブリックコメントを反映して、7月20日にNPO法人会計基準が完成して公表できる段階までに至った。

NPO法人会計基準策定プロジェクトの詳細は、下記のサイトを参照にして頂きたい。

《サイト：<http://npokaikei.blog63.fc2.com/>》

②【その他の政策提言事業】

<NPOバンク関連>

NPOバンクは、多重債務者問題に対応した改正貸金業法の最終施行によって指定信用情報機関への加入が強制されることなどにより、存続の危機を迎えることから、2009年8月にNPOバンクの全国会議と緊急市民集会を開催し、適用除外を訴えた。その後も新政権への働きかけを継続的に実施した結果、貸金業法施行規則の改正によって、NPOバンクのために、NPO法の17事業に対する特定非営利活動としての貸付を行う特定非営利金融法人が制度化され、その存続が確保できた。

NPOバンクは、鳩山政権の提唱した「新しい公共」を支える市民金融として、首相の諮問機関であった「新しい公共円卓会議」でも、その育成が取り上げられた。

なお、設立以来、当会が参加してきた全国NPOバンク連絡会は、こうした運動の中心となってきたが、特定非営利金融法人の制度化に伴い、その自主規制機関として定款の制定などの組織の整備を行った。当会は、市民金融に関わる市民団体として引き続き準会員として参加することとした。また、当会の会員が全国NPOバンク連絡会の常任理事に就任することとなった。

<NPO法人制度、NPO会計制度・税制関連>

引き続き参加しているNPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会は、法人名を市民活動法人とすることや、会計に関する規定をNPO法人会計基準に合わせることなどを内容とするNPO法改正の要望書を、本年6月に提出した。また、この連絡会の働きかけによって、22年度税制改正で認定NPO制度の改善が行われた。引き続き、政府税調市民公益税制プロジェクトチームでは、23年度税制改正に向けた中間報告がまとめられ3月末に公表されたが、この中では、認定NPO制度の普及を含む寄付税制の大幅な改正の方向性が示された。これを受け、連絡会で

は、本年6月に、今秋の23年度税制改正の政府税調での議論に向けて、寄付税制などの抜本的改正を求める要望書を提出した。当会ではこうした連絡会の働きかけについて、税務知識などを含めて協力した。なお、NPO法人会計基準の普及のためのNPO法の改正や、認定NPO制度を含む寄付税制などの抜本的改正に取り組むため、当会は連絡会の世話団体に就任した。

また、鳩山政権の提唱した「新しい公共」に対して市民からの政策提案を行うために、「新しい公共を作る市民キャビネット」が結成されたことを受け、当会は全国NPOバンク連絡会などとともに、市民キャビネットの金融部会を結成し、以下のような「市民事業、社会的企業、市民金融などを専門的な知識とスキルでサポートするための公認会計士、税理士の社会貢献の制度化」を、本年6月17日に泉健太内閣府大臣政務官に提出した。この提言の中では、社会貢献活動を法定研修の単位に参入すること、社会貢献活動への表彰制度などの新設を提案している。市民キャビネット金融部会の政策提案については、以下を参照されたい。

《http://sakebu.files.wordpress.com/2010/04/cabinet_policy100429_kinyu.pdf》

公認会計士、税理士の社会貢献の制度化の提案

「新しい公共」の概念に基づき、一定の事業規模を持つ市民事業や、社会的企業の活動によって、地域起こしやセーフティネットの貼り直しを行おうとする時、そうした事業に対する資金の提供が必須である。しかし、現在の金融制度においては、市民の保有する1,400兆円の資金が、市民事業や社会的事業に流れるルートが閉ざされている。従って、新しい資金のルート、すなわち、市民金融の制度化が実現される必要がある。

こうした市民金融の制度の中で、市民によるファンドやNPOバンクなどの市民金融機関における融資審査や資金募集業務、資金の提供を受ける市民事業、社会的企業側での融資の申込業務や経営の管理業務、さらに、出資者である市民による資金の使途に関するモニタリングの実現などにおいては、会計や税務の専門的な技能が要求される。しかし、これら市民事業、社会的企業、市民金融機関は、いずれも非営利を基本としているため、営利企業や営利の金融機関、証券市場などのように、会計税務の専門家に十分な報酬を支払う資源を持っていない。従って、会計税務の専門家が、営利のビジネスと異なる、社会貢献としての活動を行うことが、「新しい公共」における市民金融の実現に不可欠といえることができる。

公認会計士と税理士は、社会的使命を達成する専門家として国家資格を与えられており、会計税務の専門家として市民金融に関連するいろいろな業務に、社会貢献として参加することが、市民金融の実現と発展に非常に有益といえることができる。

政府においては、こうした観点から、資格制度の自主規制団体である日本公認会計士協会、日本税理士会連合会の協力を含め、公認会計士と税理士の市民金融及び市民活動全般への積極的な社会貢献活動を促進する政策を実施すべきである。

具体的には、次のような点が考えられる。

1. 市民金融、市民活動への社会貢献活動を、専門家としての法定研修の単位取得の一部として認定する。
2. 市民金融、市民活動への社会貢献活動を熱心に行う公認会計士、税理士、監査法人、税理士法人を社会的に評価する表彰制度を設ける。

(法定研修とは、税理士法39条の2、公認会計士法28条に規定された研修である)

3、会員の現況

- 2010年6月30日現在の会員数（団体登録会員、メーリングリスト非登録者、非公開会員、顧問などを含む）は、300名であった。

- 都道府県別会員数

都道府県	会員数	都道府県	会員数	都道府県	会員数
北海道	13	新潟	4	和歌山	2
青森	2	富山	3	鳥取	1
岩手	1	石川	4	岡山	2
宮城	10	山梨	2	広島	6
秋田	1	長野	13	山口	3
山形	3	岐阜	2	香川	2
福島	4	静岡	6	愛媛	5
茨城	9	愛知	16	高知	1
栃木	5	三重	2	福岡	14
群馬	3	滋賀	4	佐賀	2
埼玉	17	京都	9	長崎	4
千葉	5	大阪	18	熊本	3
東京	68	兵庫	4	宮崎	1
神奈川	23	奈良	2	沖縄	1

- 属性（一部推定）

属性	会員数	割合
公認会計士（会計士補、税理士登録者含む）	43	14.3%
税理士	197	65.7%
中間支援組織・NPO関係者	26	8.7%
教育・研究者（大学教授等）	9	3.0%
その他（その他の有資格者、経理実務者、不明）	25	8.3%

- 公開・非公開（氏名をホームページ上で公開することを了承しているか否か）

公開・非公開	会員数	割合
公開	230	76.7%
非公開	70	23.3%

- 男女比（一部推定）

性別	会員数	割合
男性	197	65.7%
女性	100	33.3%
団体	3	1.0%